

南三陸町 生活排水処理基本計画

令和3年3月



生活排水処理基本計画

1 計画期間・計画目標年度

生活排水処理基本計画（以下「本計画」という。）の計画期間は、令和3年度から令和8年度までとします。

また、本計画の目標年度は令和8年度とします。

ただし、生活雑排水を取り巻く環境も刻々変貌しているため、随時見直しを行うことが必要となります。

2 基本方針

以下に「南三陸町第2次総合計画（平成28年3月）」における生活排水に関する主要事務業務を示します。本計画では下記の総合計画における方針の考え方を踏襲する形で基本方針を定めるものとします。

- ✓ 浄化槽設置事業（循環型社会形成推進交付金事業）
- ✓ 計画的なし尿収集業務の推進
- ✓ 下水道整備事業

(1) 高台移転等による住宅に対する合併処理浄化槽の普及

本町では、震災からの教訓を踏まえ、「安全な場所に住む」という考えを津波対策の大きな柱にして、高台移転等による住宅については、合併処理浄化槽の普及を推進し生活排水等を処理することとします。

歌津浄化センターと袖浜集落排水処理施設の処理区域は、被災したものの災害危険区域外の区域もあることから、これらの地区を対象に事業を継続し、被災を免れた衛生センターとバイオガス事業における南三陸B I Oで町内から排出される生活排水や合併処理浄化槽の清掃時に発生する浄化槽汚泥を処理します。

(2) 単独処理浄化槽設置家庭に対する合併処理浄化槽への設置指導

単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の適正処理を進めるため、合併処理浄化槽への転換等を指導します。

(3) 集合処理または個別処理による合併処理浄化槽の整備

今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じて、集合処理または個別処理による合併処理浄化槽の整備を指導します。

3 生活排水の処理目標

(1) 生活排水を処理する人口や処理率等の目標

① 処理形態別人口の目標

処理形態別人口について、以下のとおり目標を定めます。

表 II-3 処理形態別人口の目標

	現在 令和2年3月	目標年度 (令和8年度)
1 行政区域内人口	12,564	10,853
2 計画処理区域内人口	12,564	10,853
3 水洗化・生活雑排水処理人口	8,951	8,497

② 処理率の目標

前述の処理形態別人口を達成する際の生活排水処理率は、以下のとおりとなります。

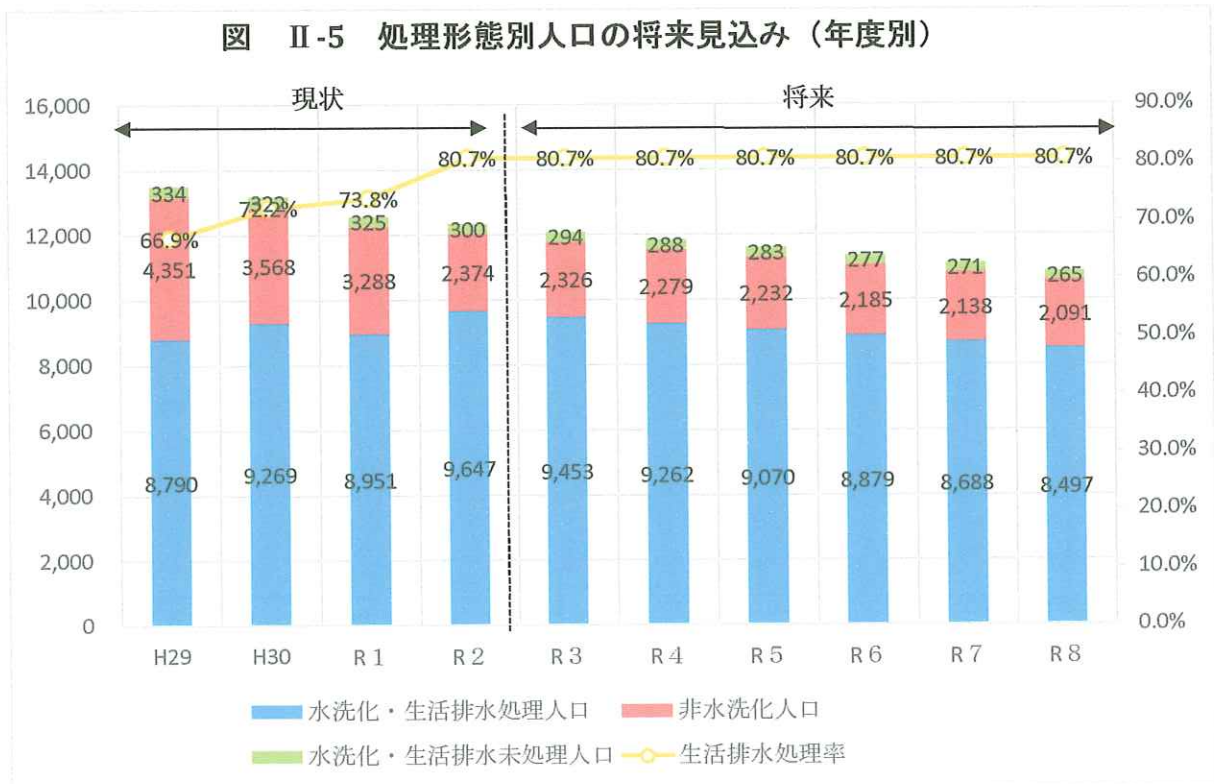
表 II-4 処理形態別人口の目標

	現在 令和2年3月	目標年度 令和8年度
生活排水処理率	73.8%	80.7%

表 II-5 処理形態別人口（内訳）の目標

	現 在 令和 2 年 3 月	目標年度 令和 8 年度
1 計画処理区域内人口	12,564	10,853
2 水洗化・生活排水処理人口	8,951	8,497
①下水道	691	627
②合併処理浄化槽	8,144	7,770
③漁業集落排水処理施設	116	100
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	325	265
4 非水洗化人口	3,288	2,091
5 水洗化率（生活排水）	73.8%	80.7%

図 II-5 処理形態別人口の将来見込み（年度別）

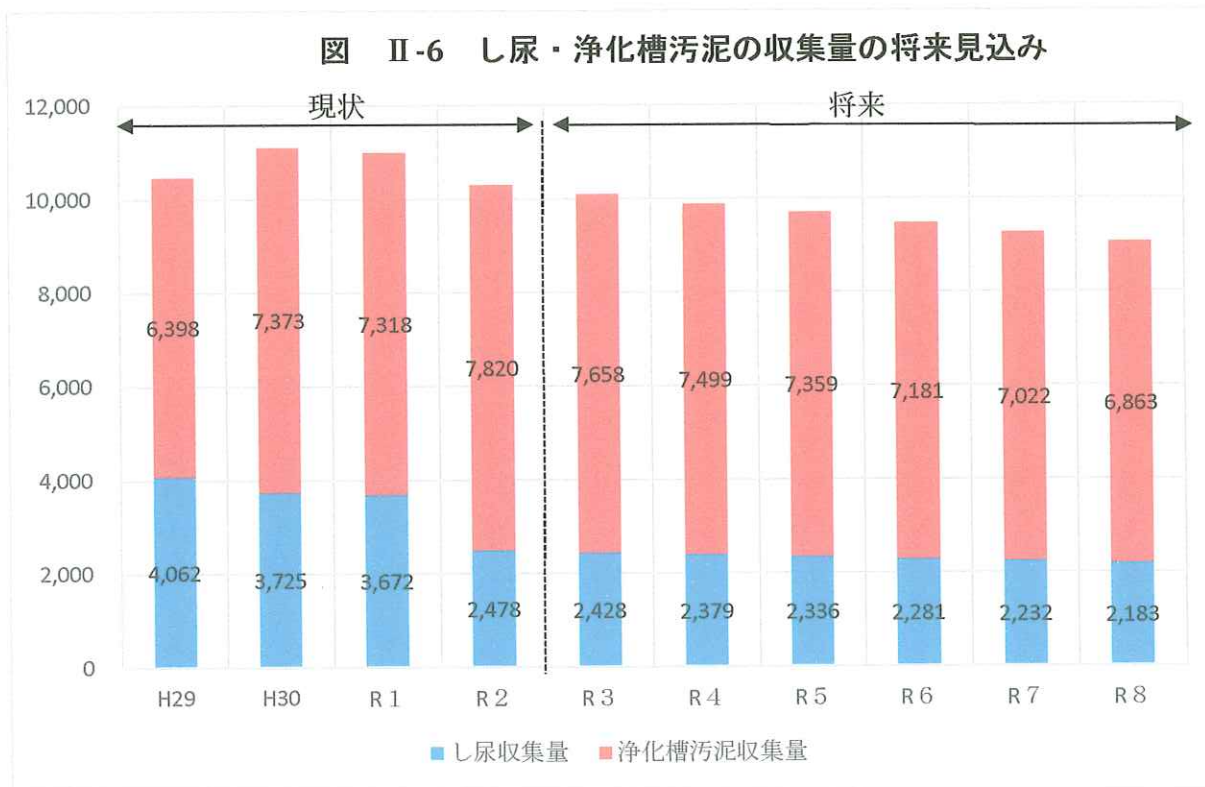


③ し尿・浄化槽汚泥等の収集量の目標

同様に、前述の処理形態別人口及び生活排水処理率を達成する際の処理形態別人口は、以下のとおりです。

表 II-6 し尿・浄化槽汚泥等収集量の目標

	現在 令和2年3月	目標年度 (令和8年度)
汲み取りし尿	10.06 KL/日	5.98 KL/日
浄化槽・漁業集落排水汚泥	20.05 KL/日	18.80 KL/日
合計	30.11 KL/日	24.78 KL/日



(2) 施設及びその整備計画の概要

今後においても生活排水を施設で処理し、水質改善を図るため、町内各地区の実状に応じた処理方式を採用し、可能な限り施設整備を進めるものとします。

① 合併処理浄化槽等

合併処理浄化槽等については、以下に示す計画に基づき整備を進めます。

表 II-7 合併処理浄化槽等の整備計画

施設の種類	計画処理区域	計画処理人口 (人)	整備予定年度	事業費見込 (千円)
特定環境保全 公共下水道	許可区域	1,000	令和3年度～ 令和8年度	0
漁業集落排水 処理施設	集合処理 (袖浜)	200	令和3年度～ 令和8年度	0
合併処理浄化槽	特定環境保全 公共下水道認 可区域並びに 漁業集落排水 処理区域以外 の個別処理区 域全域を対象	630	令和3年度～ 令和8年度	72,450

② し尿処理施設

し尿・汚泥の収集・運搬は現在の形態で維持するものとし、処理施設である衛生センターは、昭和62年度供用開始以来34年を迎え、益々老朽化が進むため適切な補修、維持管理等を行いつつ本施設で処分を行います。なお、本町が推進する合併処理浄化槽の普及推進等により、今後合併処理浄化槽の普及が見込まれ、それに伴い、衛生センターでの処理量も増加することが想定されるため、当該施設の負荷を軽減する必要があります。

本町では、循環型社会を目指し策定した南三陸町バイオマス産業都市構想が国（農林水産省他7府省）の認定を受け、この中のバイオガス事業を平成27年度から民設民営により進めています。

このバイオガス事業では生ごみと衛生センターから排出される余剰汚泥の処理を民間に委託する方式をとっています。この事業の開始により、衛生センターでの負荷を軽減していきます。

4 生活排水の処理区域及び主体

(1) 計画処理区域

本町においては、生活排水の殆どが、水路、河川等を通じて最終流末である志津川湾に流れ込む状況にあります。したがって、町内全域の生活排水を処理対象とします。

(2) 生活排水の処理主体

将来における本町における生活排水の処理主体は、現状と同じく以下のとおりとします。

表 II-8 生活排水の処理主体

処理施設の種類	し尿及び生活排水等の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活排水	南三陸町
(2) 漁業集落排水処理施設	し尿及び生活排水	南三陸町
(3) 単独処理浄化槽	し尿	個人
(4) 合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人
(5) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	南三陸町

5 実施施策

(1) 計画的なし尿収集業務の推進

し尿については、現在、各家庭からし尿処理施設までの収集運搬を町が実施しています。復興や浄化槽整備が進む中でし尿の排出源の位置や発生量も変化していくことを踏まえ、今後の収集及び処理体制について検討を行います。

(2) 公共下水道や漁業集落環境の整備、合併処理浄化槽の整備

集合処理区域においては、公共下水道整備及び漁業集落環境整備などにより、また、単独処理区域においては、合併処理浄化槽の整備により、生活排水を処理します。

- ・ 本町が整備する災害公営住宅の生活排水は、集合処理区域以外は合併処理浄化槽により行い歌津中学校上災害公営団地については下水道とします。
- ・ 高台に移転する住宅や個別移転等により町内で生活排水を処理する家屋については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ・ 公共下水道認可区域外の個別処理区域に対しては、循環型社会形成推進交付金を活用しながら、認可区域内の町民負担とのバランスを考慮し随時事業量を見直すとともに、浄化槽の設置に向けた町民への啓発活動と合わせ、住宅建設時及び住宅改修時の指導徹底を図ります。
- ・ 単独処理浄化槽設置者には、住宅改修時に合併処理浄化槽への切替を推進します。

(3) 啓発活動の実施

町民に対し生活排水対策の必要性、浄化槽の適切な管理・清掃の重要性などを認識していただくよう、広報等により啓発活動を実施します。

- ・ 家庭でできる排水対策と併せ、町の合併処理浄化槽補助制度を、広報等を通じ周知し、合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ・ 浄化槽については、保守点検と定期的な清掃及び検査が必要であることの周知、徹底に努めます。